

溶接ヒュームの濃度測定

金属アーク溶接等作業を継続して行っている屋内作業場については
今年度中（令和4年3月31日まで）の測定が必要です

規制の対象となる「金属アーク溶接等作業」

- ・ 金属をアーク溶接する作業
- ・ アークを用いて金属を溶断、ガウジングする作業
- ・ その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業

被覆アーク、Mag、
Mig、Tig溶接などが対象です



対象外
燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングなど

測定が必要な作業場

- ・ 上記の金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行っている場合
- ・ 上記の金属アーク溶接等作業の方法を新たに採用、または変更しようとする場合

屋外作業場や毎回異なる屋内作業場での作業は測定対象になりません。

※ただし、特定化学物質としての規制対象には該当するため、呼吸用保護具の使用、特定化学物質作業主任者の選任（令和4年4月1日～）、特殊健康診断等は必要です！

必要な措置

- ① 溶接ヒュームの濃度測定
↓ 測定結果がマンガン濃度
0.05mg/m³以上等
 - ② 換気装置の風量の増加 その他必要措置
 - ③ 再度、溶接ヒューム濃度測定
 - ④ 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具の選択・使用
 - ⑤ 1年以内ごとに1回、フィットテストの実施（令和5年4月1日～）
- 左記以外の場合

測定から結果報告まで

お問い合わせ

作業内容（作業場の数、溶接の種類、作業人数など）をお聞かせください

TEL: [0258-46-7151](tel:0258-46-7151)

Email: chuken@nehcl.or.jp

打合せ

必要に応じて下見に伺い、測定料金を御見積いたします

サンプリング

均等ばく露作業ごとに、2人以上（1人の場合は2作業日以上）に採取装置を身体に装着して、対象となる作業に従事する全時間採取します

分析

溶接ヒューム（吸入性粉じん）中のマンガン濃度を算出

測定結果報告

結果に応じて有効な呼吸用保護具の選択
報告書は作業しなくなった日から3年間保存してください

ご依頼、お問い合わせは **環境部 環境保全課** までお願いいたします。